

トランプ米政権の中東「和平」案に反対する

2020年2月1日 日本 AALA 連帯委員会

トランプ米大統領が1月28日に発表した新たな中東「和平」案は、パレスチナ人民の権利を根こそぎ奪うだけでなく、国連安保理決議を初めとする国際法と国際的な合意を蹂躪する断じて容認できないものです。日本 AALA は、国家建設や難民の帰還をふくむパレスチナ人民の権利の全面回復を支持し国際規範を尊重する立場から、不当な取引を押し付けるトランプ政権とイスラエルのネタニヤフ政権の企てに反対するようよびかけます。

トランプ政権は誕生以来、親イスラエル政策と反パレスチナ政策を矢継ぎ早に行ってきました。エルサレムをイスラエルの首都と認定（2017年12月）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への供出金の支払い凍結（2018年1月）、米大使館のエルサレムへの移転（同5月）、ワシントンのパレスチナ自治政府代表部の閉鎖（同9月）、イスラエルが占領するゴラン高原へのイスラエルの主権承認（2019年3月）、イスラエルが占領するヨルダン川西岸へのユダヤ人入植地の承認（同11月）などです。それらはまがりなりにもイスラエルとパレスチナ紛争の仲介役を自任してきた歴代米政権の政策を質的に転換させ、世界が認めてきた国際法・国際合意の規定を蹂躪するものでした。

今回の「和平」案は、これら一連の親イスラエル政策の延長線のものです。パレスチナ側にとって、国家建設、エルサレムの帰属、難民帰還権のいずれをとっても、過去のどの「和平」案よりも大きく後退して基本的権利をはく奪されるものです。国家建設については、1967年の第3次中東戦争後の安保理決議（242号）に基づく国家案（西岸・ガザからなる停戦ラインに囲まれたパレスチナ占領地を領域とする）はもとより、2000年のクリントン米大統領仲介の国家案よりも大きく後退しています。西岸の一等地に散らばる120カ所以上のユダヤ人入植地とヨルダン溪谷の戦略的地域をイスラエルに併合し、残りの西岸全土の約40%（しかも一体感のない）と、ガザ地区およびエジプト国境の砂漠の地域からなる小規模の領土の非武装の国家とされていますが、それはもはや国家というよりイスラエル国家内のアパルトヘイトとしか言うことができないものです。「和平」案はまた、エルサレムをイスラエルの不可分の首都とし、難民の帰還権を認めていません。これを飲めば、今や550万人もなったパレスチナ難民は永遠に父祖の地に戻る権利を失うことになります。

一方シオニストにとっては、伝統的な戦略といえる既成事の積み重ね方式による大イスラエル国家樹立への道がさらに一步近づいたともいえます。イスラエル政府は、エルサレムの首都化もゴラン高原併合化もすでに40年前に行っていますが、歴代米政権はそれらが国連決議に違反するためこれまで承認せず、占領地へのユダヤ人入植に対しても否定的でした。占領地への入植は、ジュネーブ第4条約49条の6「占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない」という規定に反するからです。トランプはこれを変えて公然と無視する政策に転じました。国際法と国際規範の公然たる蹂躪という意味で今回の「和平」案は、パレスチナだけでなく国際社会全体にとって容認できないものです。

トランプ大統領は今回の「和平」案を一方の当事者であるパレスチナ側の意向を踏まえることなくイスラエルのネタニヤフ首相とともに一方的に発表しました。和平交渉は両当事者間で行われるべきという従来の米政権の立場を逸脱した異常なものです。この背景に、両者が共に政治的苦境（トランプは弾劾裁判中、ネタニヤフは汚職による起訴）に陥っていることと、今秋の大統領選挙を見据えてのパフォーマンスが指摘されています。特にトランプ大統領にとってキリスト教福音派の支持を~~を~~取り付けが最大の目的とされています。こうしたみずからの権力維持のために国際法を無視して他国の主権と人権を蹂躪するのは二重に許されないことです。

日本 AALA はトランプ「和平」案を拒否するパレスチナ人民の闘いを支持し、国連決議を初め国際法と国際秩序を擁護する立場から連帯してたたかうことを表明します。

(以上)